

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）出口弁の点検において、弁体及び弁座のライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
2	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、軸受温度検出器先端部に破損が認められたため、当該検出器を交換	G III	
3	3号機	第5給水加熱器（B）用伝熱管の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（計13本）が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付け	G III	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）排気口伸縮継手の点検において、損傷（割れ）が認められたため、当該継手を交換	G III	
5	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）の点検において、シャフトに摩擦が認められたため、対応検討	G III	
6	3号機	所内ボイラ加熱蒸気及び復水戻り系配管のタービン建屋貫通部に設置されているラバーブーツに破損が認められたため、当該ラバーブーツを交換	G III	
7	3号機	気体廃棄物処理設備補機冷却系冷却塔（A）の伝熱管に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	4号機	常用冷却系ターボ冷凍機（B）用海水入口弁の弁箱と弁蓋接続フランジ部より、海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用圧縮機（A・B）に機内圧力異常が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	G III	
10	6号機	計装用空気系空気圧縮機制御盤の出入口扉用パッキンに破損が認められたため、当該パッキンを交換	G III	
11	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油冷却器（A）の点検において、ドレン閉止プラグ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-35）のシリンダドレン排水用ホースに亀裂が認められたため、当該ホースを点検・修理	G III	
13	その他	低レベル放射性廃棄物陸地処分用トラック積載系の遠隔操作盤内10トンクレーン制御回路のサイリスタ冷却用ファンに動作不良が認められたため、当該ファンを交換	G III	
14	その他	使用済燃料共用プール建屋非常用電気品（B）エリア用給気冷却器のドレン受け皿下流排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	